

岡山県
神社庁

報 廳

発行所

岡山県神社庁
教化委員会 広報部
〒703-8072 岡山市東区3-22
TEL 086-210-2100
FAX 086-210-2103
http://www.okayama-shinto.or.jp/



遷宮で結ぶ人の輪心の輪
第六十二回神宮式年遷宮



羽黒神社の バベ

羽黒神社の社務所裏にある「バベ」の木は、万治元年（一六五八）備中松山城主水谷勝隆が玉島新田の開墾を祈願して、出羽国の羽黒神社を勧請したときには、生えていたのではないかといわれている。

「バベ」は岡山の方言で、和名は姥女榿（ウバメガシ）である。備長炭の原料として最適である。（熊野の備後屋長右衛門が創製した木炭が備長炭）

このバベの木は、庭木としてきれいに手入れされ、神社には欠かせない木である。

目通り周囲 二・五メートル
樹 高 七メートル
樹 齢 五百年

岡崎講師が「遷宮」を力説

巡回神道講演会

昭和三十一年から毎年開催されているこの講演会は、今年は三月二十六・二十七の両日、講師に神社本庁の中国地区教化講師も務める、岡崎義弘牛窓神社宮司を招いて行われた。前の日に備前地区の安仁神社（岡山市・三原千幸宮司）参集殿と由加神社（和気郡和気町・新庄正安宮司）社務所、次の日には岡山県護国神社（岡山市・湯浅正敬宮司）いさお会館と鴻八幡宮（倉敷市・河本貞紀宮司）社務所の四会場で開催された。今年の演題は「お伊勢さまと御遷宮―式年遷宮―日本をもっと好きになりましょう」で、神職や氏子崇敬者など二日間延べ約三百八十人が参加した。

岡崎宮司は、最初に自分の生い立ちや身近な体験談を話し、聴衆の心を知らず知らずのうちに自分の方へ引きつけられ、次に「自分といっしょに心の中で、お伊勢参りをしましょう」と伊勢神宮に参拝した雰囲気を出されたのはとても感服した。話は遷宮の歴史や意義へと進み、「遷宮により

天照坐皇大御神の御神威が更新されて若返り、瑞々しい力を取り戻し、それによつて天皇を国の中心と戴く日本国も、日本民族も生命を蘇えらせる事ができる」と何度も力説されたのが特に印象に残った。

後世に受け継がれなければならない崇高な精神や建築・御装束・御神宝等を造る技術の伝承の大切さにふれ、一昨年の山口祭や御杵始祭、昨年の第一次お木曳行事についてもDVDを上映しながら紹介された。熱心にメモを取る参加者の姿も見られ、講演後には「非常に分かり易い内容で、遷宮についてよく理解できました」との感想が聞かれた。



写真提供者 邑久西大寺支部 大脇 嗣彌

役員改選と予算を承認

臨時協議員会・定例協議員会

今年度から神社庁機構改革のスタートに伴い、神社本庁の役員改選年度に合わせるため、三月十二日臨時協議委員会が開催され、役員等の改選が行われた。

平成十九年度からの新役員等は次の通り。

庁長	大津神社宮司	笹井 和男
副庁長	鴻八幡宮宮司	河本 貞紀
理事	由加神社宮司	新庄 正安
	木野山神社宮司	小野 泰道
	足高神社宮司	井上 亮二
	八幡神社宮司	牧 博嗣
	玉井宮東照宮宮司	佐々木 講治
	大佐神社宮司	戸部 廣徳
	新庄八幡宮宮司	藤山知之進
	天神宮役員	内藤 文忠
	福力荒神社役員	市村 正行
	足高神社責任役員	神崎 聰
監事	八幡宮宮司	上月 良典
	鶴崎神社宮司	太田 浩司
	大津神社宮司	笹井 和男
	鴻八幡宮宮司	河本 貞紀

総代理事は七月十九日開催の総代会評議員会で選任された。定例協議員会は六月二十八日に開催され、平成十九年度予算案、神宮大麻頒布推進委員会規程の廃止案、神社庁職員給与規程改正案が承認された。

尚、予算の審議では、図書の実、神社庁職員給与の増額の見込みが成された。また、職員一名を伊勢神宮式年遷宮奉賛会事務職員兼職で増員して四名としたが、将来の予想や事務量を勘案し適正な職員数を取り決める事とした。

**平成19年度
岡山県神社庁
一般会計歳入歳出予算案**

(平成19年7月1日～平成20年6月30日)

歳入総額 130,505,000円
歳出総額 130,505,000円

歳入の部

科 目	予算額	前年度予算額	増減(△)
I 神 饌 及 幣 帛 料	1,250,000	950,000	300,000
1 本 庁 幣	600,000	600,000	0
2 神饌及初穂料	650,000	350,000	300,000
II 財 産 取 入	20,000	20,000	0
1 基本財産収入	20,000	20,000	0
III 負 担 金	36,920,000	36,920,000 (39,799,460)	0 (△2,879,460)
1 神社負担金	25,844,000	25,844,000	0
2 神職負担金	9,230,000	9,230,000	0
3 支部負担金	1,846,000	1,846,000	0
4 過年度負担金	0	0 (2,879,460)	0 (△2,879,460)
IV 交 付 金	67,695,000	67,795,000 (67,895,000)	△100,000 (△100,000)
1 本庁交付金	1,400,000	1,500,000	△100,000
2 神宮神徳宣揚費交付金	66,000,000	66,000,000 (66,100,000)	0 (△100,000)
3 本庁補助金	295,000	295,000	0
V 寄 付 金	3,100,000	3,100,000	0
1 神社特別寄附金	3,000,000	3,000,000	0
2 寄 付 金	100,000	100,000	0
VI 諸 収 入	1,560,000	1,751,000	△191,000
1 表 彰 金	50,000	50,000	0
2 預 金 利 子	10,000	1,000	9,000
3 申請料・任命料	1,100,000	1,000,000	100,000
4 雑 収 入	400,000	700,000	△300,000
VII 繰 入 金	3,960,000	900,000 (3,300,000)	3,060,000 (660,000)
1 繰 入 金	3,960,000	900,000 (3,300,000)	3,060,000 (660,000)
当期歳入合計	114,505,000	111,436,000 (116,815,460)	3,069,000 (△2,310,460)
前期繰越金	16,000,000	12,000,000 (16,379,440)	4,000,000 (△379,440)
歳入合計	130,505,000	123,436,000 (133,194,900)	7,069,000 (△2,689,900)

歳出の部

科 目	予算額	前年度予算額	増減(△)
I 幣 帛 料	3,050,000	3,050,000	0
1 本 庁 幣	2,250,000	2,250,000	0
2 社 社 庁 幣	800,000	800,000	0
II 神 事 費	400,000	500,000	△100,000
1 神 殿 奉 斎 費	400,000	500,000	△100,000
III 事 務 局 費	33,150,000	29,370,000 (34,370,000)	3,780,000 (△1,220,000)
1 表彰並びに儀礼費	1,000,000	900,000	100,000
(1 各種表彰費)	600,000	600,000	0
(2 慶 弔 費)	400,000	300,000	100,000
2 会 議 費	300,000	300,000	0
3 役員関係費	2,000,000	2,220,000	△220,000
(1 役員報酬)	1,280,000	1,500,000	△220,000
(2 教諭師関係費)	500,000	500,000	0
(3 視察研修費)	100,000	100,000	0
(4 地区会議関係費)	120,000	120,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	16,500,000	13,300,000 (16,500,000)	3,200,000 (0)
(1 給 料)	8,600,000	7,000,000 (8,600,000)	1,600,000 (0)
(2 諸 手 当)	4,900,000	3,900,000 (4,900,000)	1,000,000 (0)
(3 各種保険料)	2,800,000	2,200,000 (2,800,000)	600,000 (0)
(4 職員厚生費)	200,000	200,000	0
5 庁 費	5,300,000	6,300,000 (6,400,000)	△1,000,000 (△1,100,000)
(1 備 品 費)	300,000	200,000 (300,000)	100,000 (0)
(2 図書印刷費)	650,000	450,000 (750,000)	200,000 (△100,000)
(3 消耗品費)	1,250,000	1,250,000	0
(4 水道光熱費)	1,100,000	1,100,000	0
(5 通信運搬費)	1,200,000	1,200,000	0
(6 備 入 費)	100,000	2,000,000 (1,100,000)	△1,900,000 (△1,000,000)
(7 雑 費)	700,000	100,000 (700,000)	600,000 (0)
6 交 際 費	1,200,000	1,200,000	0
7 旅 費	4,700,000	4,500,000	200,000
8 維持管理費	650,000	650,000 (2,350,000)	0 (△1,700,000)
9 派 遣 費	1,500,000	0	1,500,000
IV 指 導 奨 励 費	7,370,000	7,370,000 (7,670,000)	1,615,000 (1,315,000)
1 教 化 事 業 費	5,490,000	3,200,000 (3,500,000)	2,290,000 (1,900,000)
(1 教 化 費)	290,000	0	290,000
(2 広 報 費)	2,000,000	0	2,000,000
(3 事 業 費)	950,000	0	950,000
(4 神宮奉賛費)	1,450,000	0	1,450,000
(5 育 成 費)	800,000	0	800,000
2 青少年対策費	0	600,000	△600,000
3 神社庁研修所費	1,300,000	1,150,000	150,000
(1 研 修 費)	1,000,000	800,000	200,000

科 目	予算額	前年度予算額	増減(△)
(2 研修奨励費)	300,000	350,000	△50,000
4 祭 祀 研 究 費	305,000	230,000	75,000
5 各 種 補 助 金	1,890,000	2,190,000	△300,000
(1 神青協補助金)	550,000	550,000	0
(2 氏青協補助金)	100,000	100,000	0
(3 県教協補助金)	100,000	100,000	0
(4 女子神職会補助金)	200,000	200,000	0
(5 県教協連補助金)	130,000	130,000	0
(6 神楽部補助金)	100,000	100,000	0
(7 作州神楽補助金)	30,000	30,000	0
(8 支部長懇話会補助金)	250,000	250,000	0
(9 神宮大祭派遣補助金)	30,000	30,000	0
(10 神職養成補助金)	400,000	0	400,000
(11 地区大会援助金)	0	700,000	△700,000
V 各 種 積 立 金	6,160,000	12,200,000 (6,200,000)	△6,040,000 (△40,000)
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,000,000	1,000,000	0
2 正副庁長退任慰勞金積立金	160,000	200,000	△40,000
3 庁舎管理資金積立金	0	2,000,000 (0)	△2,000,000 (0)
4 次期式年選宮準備金	3,000,000	5,000,000 (3,000,000)	△2,000,000 (0)
5 災害見舞積立金	2,000,000	4,000,000 (2,000,000)	△2,000,000 (0)
VI 社 社 庁 関 係 者 大 会 費	600,000	600,000	0
1 社 社 庁 関 係 者 大 会 費	600,000	600,000	0
VII 負 担 金	22,055,000	22,055,000	0
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	55,000	55,000	0
2 本 庁 負 担 金	5,500,000	5,500,000	0
3 本 庁 特 別 納 付 金	13,550,000	13,550,000	0
4 支 部 負 担 金 報 奨 費	2,950,000	2,950,000	0
VIII 渉 外 費	620,000	550,000	70,000
1 友 好 団 体 團 体 費	300,000	200,000	100,000
2 時 局 対 策 費	100,000	100,000	0
3 同 和 対 策 費	120,000	150,000	△30,000
4 神 政 連 関 係 費	100,000	100,000	0
IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	34,430,000	34,520,000	△90,000
1 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	34,430,000	34,520,000	△90,000
X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	6,350,000	7,590,000	△1,240,000
1 大 麻 頒 布 推 進 費	0	1,240,000	△1,240,000
2 頒 布 事 務 費	750,000	750,000	0
3 頒 布 事 業 奨 励 費	5,600,000	5,600,000	0
XI 予 備 費	14,705,000	5,631,000 (16,089,900)	9,074,000 (△1,384,900)
当期歳出合計	130,505,000	123,436,000 (133,194,900)	7,069,000 (△2,689,900)
次 期 繰 越 金	0	0	0
歳 出 合 計	130,505,000	123,436,000 (133,194,900)	7,069,000 (△2,689,900)

※款内流用を認める

※表中の()内は補正予算額

※増減(△)は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。

平成18年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

神職の部

	支部	奉仕神社	役職	氏名	支部	奉仕神社	役職	氏名
一条	玉島	箬藏神社	禰宜	原 なほみ	井原後月	長澤神社	宮司	黒坂 英人
		柏島神社	権禰宜	亀山 誠子	川上	八幡神社	宮司	大河 眞澄
	御津北	八幡宮	禰宜	杉田 節子	新見	栢森神社	宮司	木山 運嗣
	浅口	真止戸山神社	宮司	中山 立夫	久米	日高神社	宮司	森原 荘之
	矢掛美星	明劔神社	宮司	藤井 順介				

役員・総代の部

	支部	奉仕神社	役職	氏名	支部	奉仕神社	役職	氏名
一条	岡山	小島神社	総代	田邊 弘	矢掛美星	磐裂神社	責任役員	橋本 宏
	倉敷	水門神社	総代	福島 巧	井原後月	亀山神社	責任役員	藤井 三郎
		阿智神社	総代	黒田 浄	吉備	八田神社	総代	妹尾 義孝
		阿智神社	総代	松尾 巽		八田神社	総代	須増清四郎
		天石門別保布羅神社	責任役員	千田 修平		生石神社	責任役員	大角 重夫
	津山	徳守神社	責任役員	松本 善栄	八幡神社	責任役員	守屋 節夫	
		作樂神社	総代	兼田 秀樹	懸幡神社	責任役員	河田 省三	
		中山神社	総代	神田 賢	高梁上房	御前神社	責任役員	向原 英夫
		中山神社	総代	杉山 康聖	川合神社	責任役員	良田 宰一	
	玉野	八幡神社	責任役員	玉置 和弘	川合神社	総代	赤木 悟	
		御前八幡宮	総代	榎本金志郎	川上	八幡神社	責任役員	瀬戸川武明
	玉島	御前八幡宮	総代	谷 マサ子	良御前神社	責任役員	村上 昌介	
		鹽竈神社	責任役員	森石威知雄	八幡神社	総代	山北 勝三	
	児島	長尾神社	責任役員	田邊 義喜	天満神社	責任役員	川上 寛	
		稗田八幡宮	総代	高旗 茂	新見	湖見神社	責任役員	眞壁 孝史
		藤田神社	責任役員	増田 隆	船川八幡宮	責任役員	峠田 肇	
	御津南	御崎神社	責任役員	大野 公平	八代神社	総代	塚本 友市	
		八幡宮	責任役員	久保 佐市	真庭	田根神社	責任役員	遠藤 一郎
		山野神社	責任役員	藤原 一男	茅部神社	責任役員	長尾 忠實	
	御津北	總社	責任役員	井上 義隆	八幡神社	責任役員	牧 常夫	
	御津東	八幡宮	責任役員	岡村 仁平	勝田	八幡神社	責任役員	定森 武男
		熊野神社	責任役員	大智 靖之	阿津田神社	責任役員	平田 政雄	
	和気備前	閑谷神社	責任役員	延里 亮輔	英田	旭神社	責任役員	北村 團平
	上道西大寺	往來神社	責任役員	三村 昇	尾谷神社	責任役員	奥西 元晴	
		北居都神社	総代	藤原由喜夫	瀧神社	責任役員	渡辺 昭夫	
		北居都神社	総代	木多 宏二	王子神社	責任役員	渡辺 秀夫	
	都窪	須佐之男神社	責任役員	岡本彌壽夫	英北	大野神社	責任役員	平田 琢司
	浅口	八幡神社	責任役員	山本 敏夫	影石神社	責任役員	赤代 幸雄	
	笠岡	徳民於賀神社	総代	西山 友也	影石神社	総代	林 庄一	
		八幡神社	総代	松枝 康	久米	少彦名神社	総代	須藤 政之
		稻荷神社	責任役員	西島 朗	志呂神社	責任役員	信定 二郎	
	矢掛美星	國司神社	責任役員	清水 淳郎				
二条	吉備	總社	總社宮古例御 神事保存会	川上	八幡神社		布賀後継者 クラブ	
三条	津山	總社	責任役員	竹内 克重	浅口	磐岩神社	責任役員	塚村 正雄
	玉島	戸島神社	責任役員	原田 力	高梁上房	御前神社	責任役員	久保木健吾

平成18年度 神宮大麻頒布優良支部感謝状贈呈該当支部

前年度頒布成績を上回り、神社庁増頒布推進事業に貢献された支部

邑久西大寺支部・吉備支部

特殊神事部会報告

第七回

吉川八幡宮当番祭(六)

岡山県神社庁祭祀委員会
特殊神事部長 次田 圭介

「吉川八幡宮當番祭（昭五十二年三月発行、吉川八幡宮當番祭記録保存委員会）」（記録冊子）を引用し、あるいは参照しながら、疑問を提示し、私見を述べてきた。一月にわたる当番祭の日程に従って行事の内容にふれ、特に神供フトとマガリにこだわってきたが、以下も引きつづき記録冊子によりつつ、気になることを記していく。「一」内は記録冊子からの引用である。

仮屋について

十月二十四日（現・十月第四金曜日）「両当部落の人が奉仕して、本殿東側の樹間に」十坪ほどの仮屋を設定することを仮屋うちという。出来上がった仮屋は「宵祭り」と大祭の当日、当番その他供人が、本殿に進む前の御座所であり、ま

た憩いの場所」でもあるという。

この仮屋は前記の如く囲いだけの屋根もない素朴で簡単な施設であるが、神人である当番様を迎える施設であり、当番様の滞在なされる場所である。この仮屋は、祭りが終われば撤去されてよいはずだが、吉川八幡宮の場合、次の年までそのままであり、新しい仮屋うちに先立って撤去される。もしこれが常設の社殿の設けられる以前の姿をとどめるものであるなら、日本の作り替え文化の一例として興味深い。毎年、ハツケや仮屋を始めとして、祭典に関わる物全て、注連縄や忌竹は言うまでもなく、沢山の杭や薦、樫で作るへギや柵などを全て新調するのである。

言挙げと頂杯の儀

仮屋内では、南北両当の間で、

太刀持をはじめとして諸役配の人々が相互にそれぞれの仮屋を訪ねて挨拶を交わす。その時、「お当番、太刀持、傳守、介添、お手振、脇立何れも末へお礼申す」と言挙げをして神酒を酌み交わす。役配の者はこの言挙げに際して自分の役割を除いて言う。言い出しは大きな声でオトバンというが、あとは早口でよく聞きとれず、最後に「お礼申す」という。この言挙げがどのような意味をもつのか、よくわからない。言挙げは宵祭だけではなく、本祭の時も同じように行われる。

言挙げに関していえば、仮屋に控えている時だけでなく、御神幸の前に拜殿で行われる御頂杯の儀でも言挙げをする。「先ず両当の各役配毎に杯が一旦宮司にかえり又一方に渡される。宮司は各役配毎の盃を受けることになる。」「各役配は盃を受ける度に次の言挙げをいう。御前にお礼申す（神前への意）舞台にお礼申す（樂座を指す）左座へ、みこ座へ（神社守護の上官、神官、古くは上官）いずれもずつと向座にお礼申す（相手方の人）」（一）内も記録冊子のままである。この言挙げについても、何を意味しているのかわからない。感謝の気持ちを込めてお礼

を言っていると考えただけでよいのであろうか。古い時代の名残りをとどめていると思う。

宵祭り

十月二十五日（現・十月第四土曜日）「当屋では早朝から、社参りの準備に忙しく、部落の人も集まって、庭前に幡を始め道中行列の持ち物を並べ立て出発を待つのである。行列の当番は白衣を着し馬に乗り、警固する諸役は袴姿でこれに従うのである。両当番は神社鳥居の前で待ち合わせ、神官の出迎えを受け修祓の後、揃って仮屋入りをする。仮屋へ入ると両当、前記のように言挙げをしながら神酒を酌み交わす。「十時ころ本殿で神事が行われ頂杯やがて神官によって、「明日の大祭日程が告げられ、両当番とも行列を整えて下向するのである。」午前九時頃神社に到着し仮屋に入り、午前「十時頃本殿で神事が行われ」午前十一時には頂杯の儀が行われるに、なぜ宵祭りか。宵とは夜のことであり、神霊の活動する神秘的な時間である。「宵宮」などと同じように祭の前夜に忌み籠もり神霊を迎える神聖な神事が行われて

いたのではないか。それがいつの頃からか、人間の都合で、午前中の行事となった。しかし、神事の名称だけは古い言い方を残したものと思われる。「祭礼行事を行う明日にそなえての予行演習」などではないのである。

大祭日

十月二十六日（現・十月第四日曜日）

「当屋では前日と同様出発の準備を行う」「当番の行列は前日と同じである。」次に当番行列順序を引用する。（※は筆者の註）

「一、杖突（青竹の杖を持ち、行列の指揮をとる）

一、当番幟（※「吉川八幡宮

當番」と書かれた幟）

一、弓持

一、長柄持（※行列の写真を見ると長柄とは別に、このあたりで黒熊くろくまを持っている。白熊はくまではない。弓、長柄と共に黒熊は小、中学生が持つ）

一、脇立（行列を護る）

一、当主（※当番の父親）

一、薙刀持

一、中間（※ちゅうげん・雑役夫介添すけぞえ（当番の身辺を常に守る）

一、当番（※ 神人・黒襟の白衣に黒い帯をしめ、その上に赤い布をまいている。馬に乗る。）

一、傳守ももり（※介添と共に当番を補佐し、当番の身辺の世話係り）

一、太刀持（当番の太刀を護持し、行列の総指揮）

一、小姓（※身分の高い人のそばに仕える少年）

一、手振（行列を護る）

一、稚児（※行列に着飾つて加わる男女児童）

一、接待係

一、杖突

一、一般参拝者」

以上

仮屋から拝殿西に設けられた修祓所で修祓を受けた後、拝殿に移る。両当番は本殿正面庇の円座の上に着座。宮司は木階の下に控え、当主、各役配は拝殿に着座して祭典が行われ、両当が真先に玉串を奉奠する。そのあと吉備舞が奉納され、つづいて拝殿行事が行われる。すなわち本殿庇の間の円座に着座する当番に対し、拝殿に着座する宮司以下の者が礼拝をするのである。

社報を作ろう

昨年、神社本庁において第三回全国神社関係定期広報誌コンテストの最終審査会が開催され、統理賞をはじめとする各賞が選出された。その中で、当県の「石高神社社報」が特別賞に選ばれた。その理由としては、宮司一人で作成。

内容については神社に関するものをはじめ、郷土の歴史や地理、遺跡と石高神社の繋がりを簡潔なレイアウトで構成、解説しており、その配布は、総代をはじめ地元町内会を通じて行っている事も、氏子区域内の交流といった観点から高い評価を受け、これから新たに社報を発行しようとする神社に対し、良い一例となるという事であった。その「社報作り」について石高神社（岡山市円山）宮司高原章兆氏に伺った。

一、石高神社について

当社は岡山県神社庁の前の県道を約3km東に行った操山山塊南側の独立した宮山に鎮座している。神社が江戸時代初期まで山頂にあったため、氏子区域は山をはさんで南北にまたがっており、氏

子は昔も今も山北の方が多い。また、昭和三十年代後半までは田園地帯であったが、その後宅地化が進み、新しい町内がいくつもできている。なお、宮司は私立高校教諭との兼職である。

二、創刊のきっかけ

創刊は昭和六十一年七月一日で約二十年前のことである。当時、多くの修理箇所をかかえており、費用捻出に困っていた。ご寄進はいわゆる地の人からいたっていたが、新しく永住するようになった人達にも協力をお願いしようということになった。

しかし、近くに住んでいても移住して来た人の中には、神社がどこにあるか知らない人が多かった。ましてや山北では、昔から住んでいる人しか氏神様がどこにあるのか知らないという状況であった。神社の場所を知らないようでは修理の寄付を集めに回っても話のしようがない。そのためには、まず石高神社という神社があることを氏子区域の多くの人に知ってもらい、身近な存在として感じて

もらう必要があった。その一方法として始めたのが、社報発行である。

三、社報の概要

当初は不定期に発行ということが始めたが、最近では毎年十二月初旬に年一回発行している。最新号は二十五号である。印刷枚数は最初のころは約四、〇〇〇枚、現在は約七、五〇〇枚である。体裁はB4版二段組みで二つ折りにできるように最初から統一している。

社報名は見てすぐわかるように、神社名そのままの「石高神社社報」とした。題字は発刊に先立って当時先輩教師で黒住教の神主の経験があった伊久彰雲先生に書いていただいた。これにより体裁が整って紙面が引き立ったものになった。

内容は神社の歴史、行事、修理に関するものを中心に、石高神社に関するものすべてを題材にしている。特に由緒、御祭神、年間行事、石造物、社殿、修理計画、末社紹介、修理会計報告などは繰り返し題材にしている。他にも神社一般に関わる知識、氏子内の神祠、民俗神、地域の歴史・地理・遺跡と石高神社の関係についても対象としている。変わった内容と

しては、地衣類、サカキ、アラカシなどを石高神社の生物としてシリーズ物として紹介している。

発刊の経緯はともかく現在は、有形無形の文化遺産としての石高神社の伝統を守っていくという立場からの紙面づくりを心がけている。また、町内で配布してもらっている関係で、説教じみた宗教色は出さないように心がけている。

四、社報の作成と配布方法

配布方法

宮司ひとりで紙面づくりをしている。第一号は手書きであったが、第二号からはJET8801A・PIEXE・WORDなどのパソコン用ワープロソフトを使用して作成してきた。

最初の何回かは洋半紙を購入して学校で印刷した。神社庁の印刷機で刷ったこともある。当時の印刷機は機嫌の悪いことが多く、大量の印刷には苦労した。その後、社報印刷代として予算を多めに計上して、業者に印刷を頼むことになった。

平成十七年からは世話をしてくれる人があったため、地元公民館で印刷をした。これにより、裏表に印刷しても費用を約三分の一に抑えることができた。公民館の

印刷機は神社としては使用しにくい面もあるので、神社庁での印刷代をもう少し安くできるようにしていただけるとありがたいのだが。

配布は、基本的には町内会へ依頼しており、総代のいる町内には総代のところへ、総代のない町内には直接町内会長のところへ持って行っている。どちらの場合もほとんど町内会を通じて町内の当番が配布しているが、総代が直接配布して町内もある。総代がいるのは、元々あった部落や別れた部落に地元の人が住んでいる町内だけで、昔山や田んぼだった所に新たにできた町内には総代はいない。最初は町内会の組織を使わせ

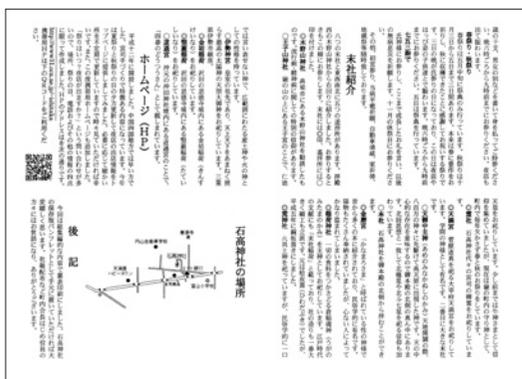


(実際の紙面は神社庁HPからダウンロードできます。)

てもらふことに異議や心配があったが、最近では恒例化してきていることもあり、特に問題にはなっていない。神社からの配布物は社報以外にも「輪くぐり」のひとつがたと数年に一度の修理趣意書があるが、種々の配布物のついでに配ることができるようであろう。しかし、様々な理由で毎年必ずしも全戸に配られているわけではないようだ。回覧にして必要な人だけが抜き取るようにしている新しい町内もある。

五、社報による効果

効果については、社会事情の変化によるものか社報発行によるものかはつきりしないことが多い



が、年二回の総代会はスムーズに進むようになったように思う。総代会で協議している修理については予定の数年前から何度も社報に書いているので、新しく総代になった人もおおまかな内容は理解しているからである。

また、一般の氏子も修理計画があることを早くから知ることができるようになったため、寄付をいただくための下準備としての方
法として少しは効果があったように思われる。しかし、新しい町内に関して、総代がないこともあつて御寄進額については成果
があまり出ていない。肝心の崇敬者が増えたかということに関しては、元氣良く「はい」とは言えない。

確かに発刊当初正月と輪くぐりの参拝者は急増したが、御神札の頒布数は微増しただけで、その後は昭和四十年代に新しい町内ができた頃の家が空き家になりつつあることや、代わりにアパートが増えること、代わりに入替わりが多いことも関係があると思われる。

また、山北の氏は自動車でお参りされるが、駐車場が少ないこともネックになっている。平日のお参りは少しずつ増加しているが、祈祷や外祭の種類は変化しな

がらも全体数はあまり増加していない。社報を発行することによってある程度の効果は確かに期待できるが、他に負の要因が存在すれば、当然のことながらそれによって一定の効果以上は期待できないということだ。

毎回綴じて保存して下さっている人や「社報を読んで初めてお参りしました」という話を聞くと元氣づけられる。また、小学校の総合学習の資料としても使ってもらつており、神社を知ってもらうには、役立っているという実感がある。

六、今後の抱負

今まで原稿はすべて宮司が作成してきた。年配の総代に寄稿を呼びかけたこともあるが、今のところ実現していない。新しい内容としては、お年寄りに昔の石高神社に関わる話を聞いてシリーズ物で取り上げたいと考えている。もつと読みやすいレイアウトへの変更やA3版への紙面拡大も考えている。いずれにしても二十年継続発行して定着しているので、もう止められない状況である。「継続は力なり」という諺を信じて、微力ながら今後も継続して行くつもりである。

アイデア神職の奮闘記

「浮き千支」

由加神社宮司

新庄 正安

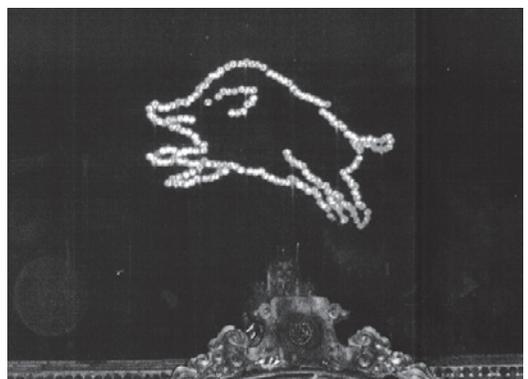
一、浮き千支の概要

当神社裏の宮山に、横一〇メートル。高さ八メートルの梓野の中に、その年の千支を提灯二〇〇燈から二五〇燈を使ってデザインし、各々の提灯に電球を入れ、夜空に浮かび上がらせるものである。

二、製作のきっかけ

最近少子高齢化、過疎化、氏子意識の変化等神社を取り巻く環境は年々厳しくなつてきており、当神社も例外ではなく、氏子数の減少傾向、出生数の半減、氏子意識の変化による祭りの衰退等が起こつている。

このような状況の変化の中で、如何にして神社を運営維持発展させるかが最大の悩みの種であった。人生儀礼、春秋の祭り等何をとつても展望が開けず、もう正月の参拝者を増やす以外には無いと



の思いに至つたのである。しかし、実際どのような方法があるのか色々アイデアを出しては見るが、今一つシックリ来ず、数年を経過する内に、私の相談役である先輩が「神社にとって一番利用価値が無いものを利用する方法を考えてみては」との助言を戴き、利用価値が無いと云えば裏山だなどとあれこれ考えていた時、新聞に掲載された「*ひつたか」の写真を見てこれだと思つた。

十二支については、非常に関心を持っていたので、十二支をこれでやれば良いと思ひ、翌日先輩達と笠岡へ行き、現場を見せていただき、いろいろと話しを聞くうちに、これなら何とかかなりそうだと

いう感触を得て帰る事ができた。
 早速裏山の現地調査をした結果、境内環境への影響も極めて軽微ということで、総代会の了承を得て、設計に取りかかり、平成十二年秋着工した。

三、設置方法

日鋼に筒を付け、その筒に足場丸太を差し込み骨格を作り、丸太の間を縦横にパイプを繋ぎ、横十メートル、高さ八メートルの枠を作り、八番線で次の年の干支をデザインし、それに提灯を結び付けるのであるが、何分初めてのことであるため、なかなか作図通りには行かず何度も立てては倒し、倒しては立て、やっと十二月二十三日に試験点灯に漕ぎ着けた。

四、浮き干支の効果

現場は氏子中から良く見え所であるため、早速大きな反響があり、正月は多くの参拝者で賑わった。今年で七年目となり、マスコミにも取り上げられ、当社の名物行事としてすっかり定着した。

*「ひつたか」

笠岡市金浦地区に伝わる伝統行事。起源は源平合戦と言われるが発祥の年代は定かではない。「火

を高く(掲げる)」がなまって「ひつたか」となったといわれる。吉田川をはさんで向かい合う行者山と妙見山のそれぞれに源氏方、平家方に別れ提灯で絵模様を描き優劣を競う。デザインはその年の世相を題材として決定されるが、宵闇に浮かび上がるまでは関係者以外

第十回

こだわりの社

島北原

神社

豊原神

梅雨入りはしたものの、ほとんど雨が降らない平成十九年六月二十一日の昼下がりに、備前市邑久町北島に鎮座する豊原北島神社(業合隆雄宮司)に向かった。赤穂線西大寺駅より南に車を走らせ、吉井川を渡り突き当たると、豊原北島神社・餘慶寺へ1kmの看板に沿って右に進むと餘慶寺の奥一段高い所に昨年竣工したばかり(竣

秘密とされる。絶好の見学場所は千歳橋の上。当日は県道が歩行者天国となり、夜店が立ち並び観客で身動きがとれないくらい賑わう。旧暦五月五日頃の土曜日の夕方から夜にかけて行われ、笠岡市重要無形民俗文化財に指定されている。

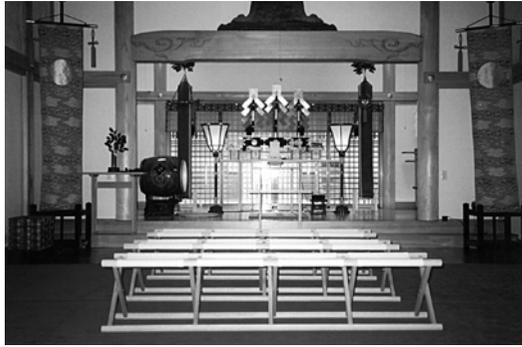
工祭十月十五日)の荘厳な拝殿が緑の山を背景に浮かび上がった。平成十四年三月十二日の早暁不審火により拝殿、釣殿、幣殿、神門を焼失。早速総代会を中心に再建委員会を結成し準備は進められた。再建計画には県の内外を問わず神社仏閣十数社を視察、次のような計画が立てられた。

- 一、できるだけ早い再建(二〇一五年)を目指す。
- 二、地区の象徴となる規模(焼失前四十坪、計画五十五坪)
- 三、時代に合ったすがすがしい形であること。
- 四、参拝者が利用しやすい構造(段差を少なく、土足のまま参拝、全室椅子、胡床、冷暖房完



神社 拝殿

- 備)とする。
- 五、天災、人災に強い構造とする。
- 六、三殿まとめて切り妻、妻入り両だれ向拝とする。
- 予算は一億円。時あたかも不況の折、企業等からの浄財は集められず、氏子を中心とした地域の人の、地域出身者により集められた。
- 拝殿は二十一坪。石張り、天井は格天井で長いす席。両サイドに戸袋式収納庫。向拝は三坪石張り。釣殿は板張り(赤絨毯)、天井は折上格天井、胡床席。両サイド



神 社 内 部

に神饌所と神職控え室。幣殿は一段高く、板張り、天井は棹天井。両サイドに物入れ。業合宮司の災害に強い社との「こだわり」が随所に伺えた。まず、いずれの柱も檜で七寸角や丸の柱がふんだんに使われ、屋根は軽くするために銅板葺きとしたのも地震に強い構造を考へてのこと。また、縁の下や濡れ縁等もなく外部から建物への侵入できるところはないのは、不審者の侵入を防ぐため。外壁は全て漆喰壁で防火への意識が高い。また扉は全面透明のガラス（外側）アクリル（内部）で向拝から全てが見通せる造りである。また外観もほぼ完全な四角形で死角がない。

また、犬走りが大変広く、延長して境内社を回れるようにしてあり全く土を踏まずに参拝できる。これは拝殿を土足にしたため、汚れ防止と足の不自由なお年寄りにも車いすでも参拝ができるようにとの配慮である。

予想以上の浄財と工事関係者の努力によって、浄財にゆとりができ、神門（火災で焼失）の建築と手水舎も改築した。

神門と幣殿の間も玉垣を造り、外部から侵入できない構造となっている。また、手水舎は四本柱は石造りとし、腐食しない構造になっている。

宮司の「こだわり」のもう一つは「すがすがしき」である。広い境内は見事に清掃されツツジや五月はきれいに刈り込まれている。その側にはかつての火災の名残の松の木の根に焦げ目が残っていた。災害に強い神社への宮司の思いも、毎日のように境内の清掃の折に目にする焼けた松の根にますます強くなるのであろう。

この取材にあたって資料や写真まで準備してくださり長時間に渡ってのお話を伺って、業合宮司の熱い思いに触れる事が出来、「すがすがしい」気持ちで帰ることができた。

祭祀委員会からのお知らせ

祭祀委員会では、四部会に分かれそれぞれ毎月一回程度神社庁で部会を開催しています。この部会は、祭祀委員会規程に従い、その目的を達成するための研究、研鑽活動の一つです。委員会活動ではありますが、この部会には県内神職であればどなたでも参加し研鑽することができます。ただし、何ヶ月も先までの部会日程が決まっているわけではありませぬので、事前の周知ができないのが現状です。部会に参加していっしょに研鑽したい方は各部の部長にお問い合わせ下さい。直近の部会開催日、内容等を知ることができます。部長は次の通りです。

祭祀委員会	岡山県護国神社補宜	河野 薫
雅楽部部長	吉備津神社権補宜	山田 貫助
祭祀舞部部長	正八幡宮宮司	浅原タヅエ
特殊神事部部長	八幡宮補宜	次田 圭介

（連絡先は神社関係者名簿を参照願います）

岡山県社会福祉協議会に寄附金を贈呈 岡山県敬神婦人連合会

昨年九月、岡山市内のホテルにおいて、全国より約千二百名の会員の参加を得て、第五十七回全国敬神婦人大会（岡山大会）が盛大に開催された。

大会主催者である全国敬神婦人連合会は、開催県の敬神婦人連合会に対し、「社会福祉事業への援助助成」を名目とする交付金を交付し、これを受けた岡山県敬神婦人連合会は、同交付金を斎藤会長との親好のある古山岡山県協議会議員を通じ、有効に活用すべく検討の末、岡山県社会福祉協議会へ寄付することした。

去る六月二十五日午後、岡山県社会福祉協議会（岡山市南方）に於いて笹井和男庁長同席のもと、斎藤黎子会長より三宅健常務理事に対し寄附金が手渡された。それに対して三宅常務理事より、感謝状を斎藤会長に渡された。

寄附金を受け取った三宅常務理事は「有効に活用したい」との丁寧な謝辞を述べられ、最近の社会福祉の状況を話された。

一同は、お互い更なる社会福祉活動に邁進することを誓い、社会福祉協議会を後にした。

研修会開催のご案内

岡山県神社庁研修所主催の研修会が下記の通り開催予定ですので、多数ご参加くださいますようご案内致します。

実施日	研修名	日数	場所	受講料	申込先
8月18日(土)	祭式並教養研修会	1	阿宗神社 (総社市奥坂)	2,000円	吉備支部
8月19日(日)	祭式研修会	1	國司神社 (新見市高尾)	1,300円	新見支部
8月23日(木) ~24日(金)	浦安の舞研修会	2	船川八幡宮 (新見市新見)	1,300円	新見支部
8月25日(土)	祭式研修会	1	成羽町総合福祉センター (高梁市成羽町)	2,000円	川上支部
8月26日(日)	祭式研修会	1	花月別館 (井原市井原町)	2,000円	井原後月支部
9月 3日(月)	祭式研修会	1	岡山県神社庁 (岡山市奥市)	3,000円	神青協

備前焼狛犬盗難の未然防止について

(岡山県警から依頼)

盛夏の候貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から警察業務各般にわたり、格別のご

理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、岡山県内で神社の狛犬を対象とした窃盗事件が連続発生しております。
警察といたしましては、備前焼の狛犬が設置された神社に対する立ち寄り警戒を強化するなど、再

発防止に向けた諸対策を推進しているところではありますが、狛犬の設置場所は出入り自由である上、管理者が常駐しない神社もあるなど、被害に遭いやすい環境に設置されているとも言えます。

貴台におかれましても、既に未然防止のための取組みを進められていることと存じますが、

○狛犬設置場所へのセンサーライト等の照明の設置

○神社職員及び宮総代会等による自主警戒の強化

○周辺住民への不審者(車)発見時の警察への通報依頼

などにつきまして、関係者に徹底していただきますとともに、犯人検挙に向けた情報提供等のご協力を賜りますようお願いいたします

ます。

【問い合わせ先】

岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課犯罪抑止対策室

電話 ○八六一三三四一〇一一〇

内線 三〇四〇、三〇四一

神社庁辞令

六月一日

岡山県神社庁研修所講師を委嘱する

戸部 廣徳

石村 陽子
三宅 玲子

神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
18・12・11	岡山市灘崎町彦崎	天神社	本 宮司	田中 澄義
18・12・11	岡山市灘崎町植松	荒神社	兼 宮司	田中 澄義
18・12・12	美作市粟井中	春日神社	本 禰宜	栗井 洋充
18・12・21	久米郡美咲町両山寺	二上神社	兼 宮司	宗藤 定
18・12・21	岡山市建部町和田南	和田神社	兼 宮司	宗藤 定
18・12・22	岡山市灘崎町迫川	御崎神社	本 宮司	河田 龍太
19・1・19	高梁市川上町高山市	穴門山神社	本 宮司	迫本 光章

年月日	鎮座地	神社名	本業務職	氏名
19・6・4	小田郡矢掛町東三成	吉備大臣宮	兼宮司	浅倉 正人
19・6・4	小田郡矢掛町横谷	萩原神社	本宮司	浅倉 正人
19・5・18	久米郡久米南町塩之内	熊野神社	兼宮司	小坂 郁夫
19・5・18	加賀郡吉備中央町上竹	天神社	本宮司	大塚 郁夫
19・5・17	新見市大佐永富	八代神社	本権禰宜	西井 毅
19・5・17	井原市木之子町	縣主神社	兼禰宜	刈谷 憲市
19・5・17	倉敷市連鳥町西之浦	武峯神社	本権禰宜	池田 陽子
19・5・17	笠岡市甲努	鏡取神社	本禰宜	岡部 典稔
19・4・13	笠岡市今立	甲努神社	本宮司	森下規矩二
19・4・13	新見市大佐小阪部	綿津見神社	本宮司	守本 壯平
19・4・11	瀬戸内市邑久町山田庄	大佐神社	本権禰宜	戸部 芳美
19・4・11	岡山市東平島	北居都神社	本宮司	大森 明典
19・4・11	岡山市吉備津	吉備津神社	兼禰宜	坪井 克行
19・4・11	倉敷市児島下の町	鴻八幡宮	本禰宜	河本 昌樹
19・4・11	苫田郡鏡野町長藤	奥津神社	本宮司	岡本 正弘
19・4・11	津山市小田中	白加美神社	本宮司	秋山 政徳
19・4・11	倉敷市本町	阿智神社	本権禰宜	山田 恭代
19・4・11	倉敷市本町	阿智神社	本権禰宜	岡田 淳
19・3・19	津山市大田	大田神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・3・19	津山市初保	枋畑神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・3・19	津山市勝部	勝部神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・3・19	津山市志戸部	八幡神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・3・19	津山市沼	齋神社	兼宮司	大澤 瑞枝
19・3・19	津山市大篠	大佐々神社	兼宮司	吉田 治生
19・3・19	津山市東横山	稻荷神社	兼宮司	吉田 治生
19・3・19	津山市西横山	森神社	兼宮司	吉田 治生
19・3・13	岡山市灘崎町奥迫川	熊野神社	兼宮司	河田 龍太
19・3・12	新見市大佐田治部	國司神社	兼禰宜	西井 義和
19・3・12	浅口市金光町上竹	天満神社	兼宮司	桑野 尚明
19・3・7	真庭市余野下	大津神社	本権禰宜	札場 成樹
19・3・1	津山市総社	総社	兼宮司	湯浅 正敬
19・1・19	井原市芳井町山村	杵築神社	兼宮司	迫本 光章
19・1・19	高梁市川上町上大竹	八幡神社	兼宮司	迫本 光章

退任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本業務職	氏名
19・1・18	高梁市川上町上大竹	八幡神社	兼宮司	迫本 昌利
19・1・18	高梁市川上町高山市	穴門山神社	本宮司	迫本 昌利
18・12・23	久米郡久米南町北庄	北山神社	本禰宜	前 義朗
18・12・22	岡山市灘崎町迫川	御崎神社	本権禰宜	河田 龍太
18・12・21	御津郡建部町和田南	和田神社	兼禰宜	宗藤 定
18・12・21	総社市総社	總社	兼禰宜	河田二三子
18・12・21	岡山市灘崎町迫川	御崎神社	兼宮司	佐藤みつゆき
18・12・21	津山市総社	總社	本宮司	松岡 重彰
18・12・11	美作市粟井中	春日神社	本禰宜	矢吹 菜於
18・12・11	岡山市灘崎町彦崎	天神社	本禰宜	田中 澄義

年月日	鎮座地	神社名	本業務職	氏名
19・7・1	倉敷市酒津	青江神社	兼宮司	石村 陽子
19・7・1	倉敷市水江	總神社	兼宮司	石村 陽子
19・7・1	倉敷市帯高	素盞鳴神社	兼宮司	石村 陽子
19・6・19	苫田郡鏡野町養野	泉富神社	兼宮司	岡本 正弘
19・6・5	小田郡矢掛町本堀	四位神社	兼宮司	清水 啓介
19・6・5	小田郡矢掛町東三成	八幡神社	兼宮司	多賀 康人
19・6・5	倉敷市船穂町船穂	川添神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町船穂	御名方神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町船穂	両疫神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町船穂	金刀比羅神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町柳井原	御崎神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町柳井原	稻荷神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町船穂	里木神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町船穂	素盞鳴神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町水江	愛宕神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町水江	稻荷神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町柳井原	建神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町柳井原	船穂神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町柳井原	祝神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町船穂	塞神社	兼宮司	龜山 昭三
19・6・5	倉敷市船穂町船穂	八幡神社	兼宮司	龜山 昭三

一月

二日 月次祭
伊勢神宮式年遷宮奉賛
会設立総会

六日 同事務担当者会
女子神役員会

九日 教宣部会
事業部会

十四日 教化常任委員会

二十日 雅楽自主研修(笛)
神宮大麻頒布担当者会

二十三日 祭祀常任委員会

二十六日 女子神祭式研修
祭祀舞部自主研修
祭式部会

二十七日 青少年対策委員会

十六日 財務委員会、
神青協

二十日 神青協臨時総会

二十三日 女子神自主研修
特殊神事部会

二十九日 女子神自主研修
表彰委員会

三十日 関係者大会打合せ
教化事業部会
祭式部会

四月

二日 月次祭
女子神監査会

六日 神青協役員会
女子神役員会

十日 女子神自主研修
神青協総会

十三日 女子神総会
教宣部会

十六日 祭祀舞部会
祭式部会

十八日 特殊神事部会
岡山県神社関係者大会

二十日 雅楽部会自主研修
神楽部監査

二十三日 神楽部総会
財務委員会

二十四日～二十六日 春の参拝旅行

二十四日 神青協事業部会

二十六日 神青協広報部会
二十七日 辞令伝達式(二級)

五月

一日 月次祭

七日～十一日 中国地区中堅神職研修
事業部会

十四日 敬婦総会

十五日 教化常任委員会

十六日 祭祀舞自主研修
財務委員会

十七日 特殊神事部会
直階検定講習会講師
会議

十八日 雅楽部自主研修
事業部会

二十一日 青少年対策委員会

二十二日 神青協役員会
女子神役員会

二十三日 祭式部会

二十八日～二十九日 支部長懇話会

二十八日 雅楽自主研修(笛)

三十日 祭祀常任委員会

三十一日 広報部会

編集後記

◆広報も一年の任期を終えたところであるが、今号は前任者が責任を持って発行した。改選期は何時もそのようである。

◆来号からは新広報部員が発行することになる。一年限りの任期ではあったが、わかりやすい庁報を目指して部員一同頑張ってきた。しかしながら、神社庁からのお知らせ、報告事項も多く、冒険できない部分も多々あり。又新広報部に引き継ぎ、よりよい庁報になっていくことを期待する。

旧広報部員

神社庁閉庁のお知らせ

11月15日 七五三休み

12月10日～11日 中国地区職員研修

12月29日～1月4日 閉庁